

日欧知的財産司法シンポジウム2016 パネルディスカッション

テーマ2：有効性判断に関するケース・スタディ
～審判実務者研究会より～

[紹介事例] 特許第3229297号

「移動体の操作傾向解析方法，運行管理システム及びその構成装置，記録媒体」

(無効2011-800136号、平成24年(行ケ)10129号)

(はじめに) 「審判実務者研究会」とは

- 日本知的財産協会、日本弁理士会、日本弁護士連合会、裁判所の協力のもと、個別事例の審決・判決について研究を行う、特許庁審判部主催の研究会。
- 「特許共通」、「特許機械」、「特許化学」、「特許医薬・食品」、「特許電気」、「意匠」、「商標」の7つの分科会を設置。
(平成27年度は、各分科会5～7名、総勢約50名参加、合計20事例の研究を実施。)
- 研究会メンバーは、産業界、弁理士、弁護士、裁判官*及び特許庁審判官という立場の異なる知財実務専門家で構成。メンバーそれぞれの視点に基づく自由な議論を行い、その成果を報告書としてとりまとめ。
(報告書及び(日・英)要約版を、特許庁HPを通じ公表。)

*平成28年度よりオブザーバとして参加

[紹介事例] 特許第3229297号

事件の経緯

平成11年10月12日	出願(優先日平成10年10月12日)
平成13年 9月 7日	設定登録(請求項の数20)
平成15年 1月21日	異議決定[異議2002-71235号](訂正認容、特許維持。)
平成23年 7月11日	審決[無効2011-800013号](請求不成立。)
平成23年 8月 4日	★ <u>本件無効審判請求[無効2011-800136号]</u>
平成23年 9月16日	★ <u>訂正請求</u>
平成24年 2月27日	★ <u>一次審決(訂正認容、請求不成立。)</u>
平成24年 4月 5日	★ <u>審決取消訴訟の提起[平成24(行ケ)10129号]</u>
平成24年10月17日	★ <u>判決(審決取消、確定。)</u>
平成25年 4月15日	★ <u>訂正請求</u>
平成25年10月28日	★ <u>二次審決(訂正一部認容、特許無効。)</u>

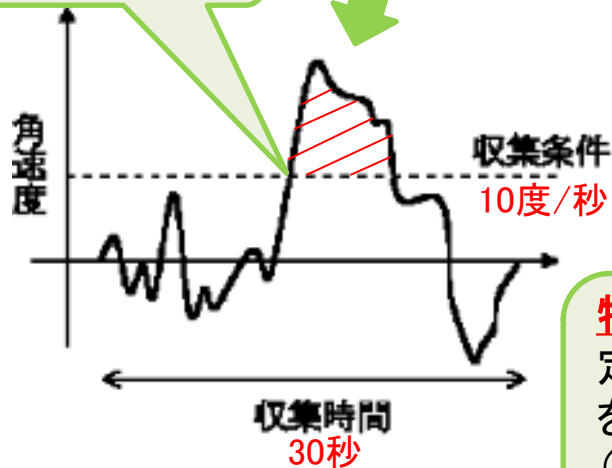
本件訂正発明 (1/2)

本件訂正発明が解決しようとする課題

【0006】さらに、従来のこの種の運行管理システムでは、**運転者による操作傾向を把握して事故等の発生を未然に防止するための情報を生成するという観点は存在しなかった**。例えば自動車においては、交通事故発生率の約7割は交差点等、運転者に複合操作が要求される箇所では発生している。すなわち、運転動作としては、アクセルまたはブレーキの操作を行うとともに、ハンドルの操作も行う必要のある箇所である。従来では、このような交通事故発生率の高い箇所での運転操作に対して、危険を認識する工夫が十分ではなかった。

【0007】そこで本発明は、**車両等の移動体の操作傾向を適切に把握することができる、移動体の操作傾向解析技術を提供することを主たる課題とする**。

特定挙動発生



特定挙動発生前後、所定の収集時間のデータを記録
(収集条件も設定されている)

特定挙動の発生を判断する例

- (a) 停止状態から発進したとき
 - (b) 交差点におけるカーブ走行発生時
 - (c) 特定地点を通過したとき
 - (d) 所定のしきい値以上の角速度、加速度、速度等が発生したとき等
- (【0050】)

本件訂正発明 (2/2)

本件訂正発明(訂正後の請求項9に係る発明)

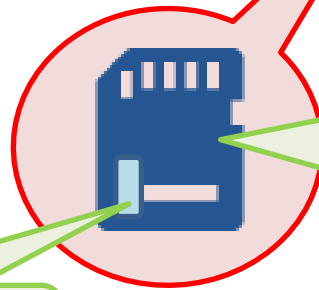
「移動体の挙動を検出するセンサ部と、

前記挙動を**特定挙動**と判定して**当該特定挙動**の発生前後の挙動に関わる情報を所定時間分収集するための収集条件に従って前記センサ部で検出された当該移動体の挙動において**前記特定挙動**の発生の有無を判定し、前記移動体の操作傾向の解析が可能となるように、**前記特定挙動**の発生に応じて前記収集条件に適合する挙動に関わる情報を所定の記録媒体に記録する記録手段とを有し、

前記記録媒体は、前記移動体の識別情報、前記移動体の操作者の識別情報、前記移動体の挙動環境の少なくとも1つに従って分類される分類毎に作成されたカード状記録媒体であり、このカード状記録媒体に少なくとも前記収集条件が設定されている、データレコーダ。」

甲3発明

(甲3号証に記載された発明)



ドライバー識別コード

- ・車速データが基準スピードを超えたか否かの判定結果
- ・速度変化率と基準変化率との比較による急速発進・急制動の判定結果

<目的>

以下の機能を有するドライバーの運転管理データを得るシステムを提供する。

- ・スピードの出し過ぎや急発進・急制動の有無乃至その回数を予め設定された基準値を基に自動判定する。
- ・走行距離を用途別(私用、公用、通勤等)に区分して把握する。

本件訂正発明と甲3発明の対比

本件訂正発明

<目的>

運転者の操作傾向を把握し、事故発生を未然防止。

<構成>

- センサ部と記録手段とを有するデータレコーダ。
- センサ部は、移動体の**特定挙動**を検知。
- 記録手段は、**特定挙動**発生前後の所定時間分の挙動に関わる情報を収集条件に応じて収集し、収集条件に適合する情報をカード状記録媒体に記録。
- カード状記録媒体は、操作者の識別情報等に従った分類毎に作成される。
- カード状記録媒体には、収集条件が設定されている。

甲3発明

<目的>

スピード超過や急発進・急制動を判定して、車両を利用するドライバーの運転状態を用途別に管理。

<構成>

- 車速を検出する検出部5と、運転データ記録装置2等を有する車両運転管理システム。
- 運転データ記録装置2は、検出部5からの車速データに基づいて、スピード超過や急発進・急制動を判定し、これらの運転データをICカード1に書き込む。
- ICカードには、ドライバー識別コードが記録されている。

相違点

- 本件訂正発明は、**特定挙動**の**発生前後の挙動に関わる情報を所定時間分収集**するための**収集条件に適合する挙動の情報をカード状記録媒体に記録**するものであり、かつ、**該収集条件が該カード状記録媒体に設定されている**。
- 甲3発明は、そのようなものでない。

相違点に関する証拠

甲1号証

<目的>

燃費や安全運転を管理するために、車両の加減速の履歴情報を含む車両運行データを収集する。

<構成>

- 加減速の1サイクルの間に検出した加減速をランク分けし、最大加減速ランクを決定し、ICカード内の当該ランクに対応したカウンタをインクリメントする。
- ICカードには、ランク分けに用いる加速ランクデータ及び減速ランクデータが設定されている。

周知技術(甲4号証～甲6号証の5)

- 一定の契機を基準時にして、その前後の所定時間にわたって車両の挙動に係る情報を収集、記録するもの。

(ただし、甲4号証は、車両装置の異常発生、甲5号証～甲6号証の5は、交通事故・衝突の発生を契機とするもの。なお、いずれも、センサから得られた情報が閾値を超えたか否かによって判定される。)



「特定挙動」について(一次審決) (1/4)

本件訂正発明の「特定挙動」に関する訂正明細書中の記載

「【0006】さらに、従来のこの種の運行管理システムでは、**運転者による操作傾向を把握して事故等の発生を未然に防止するための情報を生成するという観点は存在しなかった。**例えば自動車においては、交通事故発生の約7割は交差点等、運転者に複合操作が要求される箇所が発生している。すなわち、運転動作としては、アクセルまたはブレーキの操作を行うとともに、ハンドルの操作も行う必要のある箇所である。従来では、このような交通事故発生率の高い箇所での運転操作に対して、危険を認識する工夫が十分ではなかった。

【0007】そこで本発明は、**車両等の移動体の操作傾向を適切に把握することができる、移動体の操作傾向解析技術を提供することを主たる課題とする。」**

「特定挙動」について(一次審決) (2/4)

「【0030】データ読取部133は、メモリカード20に設定された条件パターン、すなわち、車両の特徴的な挙動、例えば危険挙動の事実(以下、「イベント」)が発生したと認識するための一つの閾値または複数の閾値の組み合わせ又は例えば交差点旋回等の挙動パターンを認識してイベント抽出部132へ伝えるものである。」

「【0034】イベント抽出部132において認識されるイベント毎の条件パターンは、例えば、図2、図3に示すものである。図2は急発進の場合の条件パターン、図3は交差点における条件パターンであり、それぞれ「リターンON」はイベント認識、「リターンOFF」は非認識を表す。なお、これらの条件パターンは例示であり、事後的に修正したり、追加設定できるようになっている。」

「特定挙動」について(一次審決) (3/4)

「【0049】データ収集条件には、例えば、図8(b)に示されるように、1秒間の間に変化する角速度が 10° を越えた場合等が挙げられる。このような条件が満足された場合、**特定挙動**が発生したと判断され、発生前後の所定時間(例えば、前後30秒)の測定データがメモリカード20に記録される。例えば、カーブを曲がるパターン(**特定の挙動**)の測定データを収集するように、メモリカード20に収集条件を設定する。具体的には、カーブ走行を 20° /秒以上で旋回した場合を収集条件として設定すると、この条件を満足する挙動(設定値を超える挙動)に対して高周波信号(例えば、10MHz)を用いて収集される。収集された測定データは以降に説明する解析手法を用いることにより運転者の移動体操作傾向が解析される。

【0050】また、解析対象となる**特定挙動**の発生を判断するタイミングとしては、

- (a) 停止状態から発進したとき
- (b) 交差点におけるカーブ走行発生時
- (c) 特定地点を通過したとき
- (d) 所定のしきい値以上の角速度, 加速度, 速度等が発生したとき

等が挙げられ、このタイミング前後の所定時間だけ測定データを収集するように設定することができる。」

「特定挙動」について(一次審決) (4/4)

「【0069】前述したデータ解析は、挙動解析装置30においてメモリカード20からデータが読み出された後に行われる。このような収集条件の設定による測定データの収集と、解析とを繰り返し行うことにより、危険挙動を検出するのみではなく、対象となる運転パターンを収集して運転傾向を数値化することができる。さらに、解析された運転傾向をもとに、さらに収集条件をメモリカード20に設定するようにしても良い。」

上記各記載事項から理解されるように、本件訂正発明における「**特定挙動**」とは、停止状態から発進したとき、交差点におけるカーブ走行発生時、所定のしきい値以上の角速度、加速度、速度等が発生したときなどをいうものであり、**事故につながるおそれのある危険な操作に伴う車両の挙動のこと**と解される。

「特定挙動」について（判決）（1/3）

審決の説示に従えば、本件訂正発明の特許請求の範囲にいう「**特定挙動**」とは、急発進時の車両の挙動等の、「事故につながるおそれのある危険な操作に伴う車両の挙動」を意味するものであり、訂正明細書の段落【0030】、【0034】、【0050】及び図2、3等によれば、本件訂正発明における「事故につながるおそれのある危険な操作」がされたか否かの判定は、例えばセンサ部から得られる角速度等のデータが所定の閾値を超えるか否かによってなされるものと認められる。

また、本件訂正発明の特許請求の範囲にいう「収集条件」とは、「**特定挙動**」発生前後の挙動に関わる移動体（車両）の情報を所定時間収集するための条件をいうが、訂正明細書の段落【0011】ないし【0021】、【0030】ないし【0035】、【0043】、【0048】ないし【0070】及び図面2、3、5によれば、具体的には、例えば、加速度等の閾値ないし閾値の組合せ、あるいはさらにGPSデータ等の限定を加えたものが上記「収集条件」に当たるものと認められる。

「特定挙動」について（判決）（2/3）

なお、被告は、本件訂正発明で「**特定挙動**」の発生前後の挙動に関わる情報を収集する独自の技術的意義は、時系列的に情報を取得することでしか判明しない車両の運転操作の把握にあるなどと主張するが、訂正明細書の段落【0050】には、「(d) 所定のしきい値以上の角速度, 加速度, 速度等が発生したとき」が「**特定挙動**」の発生を判断するタイミングの1つとして掲げられており、**例えば1つだけの物理量が所定の閾値を超えた場合に「特定挙動」が発生したと判定される構成が考慮外とされているわけではない。**

「特定挙動」について（判決）（3/3）

そして、本件訂正発明にいう「特定挙動」は前記のとおり「事故につながるおそれのある危険な操作に伴う車両の挙動」であって交通事故の発生を前提とするものではない（交通事故が発生しない場合も含む）が、訂正明細書の段落【0030】、【0034】、【0050】、図2、3等の記載によれば、本件訂正発明にあっても、例えばセンサ部から得られる角速度等のデータが所定の閾値を超えたか否かによって「特定挙動」の有無が判定されるから、装置の機能の面に着目すれば、本件訂正発明において「特定挙動」発生前後の所定時間分の情報を収集、記録する構成は、上記周知技術において「交通事故」発生前後の所定時間分の情報を収集、記録する構成と実質的に異なるものではないということができる。

一次審決・判決の結論

一次審決

- 「**特定挙動**」とは、「事故につながるおそれのある危険な操作に伴う車両の挙動」のこと。
- 甲4号証は、車両整備に必要な情報を得るものであり、甲5号証～甲6号証の5は、事故発生等の事後解析のためにデータを記録するもの。
- 甲各号証には、移動体の操作傾向の解析が可能となるように、「**特定挙動**」の発生前後の挙動に関わる情報を収集することは記載されていない。
→ **進歩性有り**

判決

- 本件訂正発明にあっても、例えばセンサ部から得られる角速度等のデータが所定の閾値を超えたか否かによって「**特定挙動**」の有無が判定される。
- 装置の機能の面に着目すれば、本件訂正発明において「**特定挙動**」発生前後の所定時間分の情報を収集、記録する構成は、上記周知技術と実質的に異なるものではない。
→ 甲3発明に、「特定挙動」の発生前後の車両の挙動に係る情報を収集する条件を記録媒体に記録、設定する甲1発明と、「特定挙動」に相当する一定の契機（交通事故等）の発生前後所定時間分の車両の挙動に係る情報収集をする甲4号証～甲6号証の5記載の周知技術を適用することにより、**進歩性なし**

研究会で議論した主な論点

(1) 本件訂正発明の「特定挙動」の認定

一次審決は、「特定挙動」を明細書記載の課題等を参酌して限定的に解釈したのに対して、判決は、装置の機能面に着目して、審決よりも広く解釈した点。

(2) 課題・目的は異なるが、機能が同一である周知技術の適用

一次審決は、「課題や目的」に着目し、本件訂正発明の構成は、周知技術と異なるとしたのに対して、判決は、「機能」に着目し、訂正発明の構成は周知技術と実質的に同一であるとした点。

(3) 進歩性否定の論理(課題の有無や共通性に基づく動機づけの有無)

被告(特許権者)は、課題が本件訂正発明とは異なる甲各号証からは、本件訂正発明を想起する動機付けがないと主張したのに対して、判決は、甲3発明と甲1発明の課題の共通性を認めて、適用の動機付けがあるとした点。

ありがとうございました